

# 4月1日から 保険証が新しくなります

～保険証は“簡易書留”で送付します～



新しい保険証を3月末日までに送付しますので、保険証が届きましたら、記載内容を確認してください。

また、4月1日からは新しい保険証を医療機関の窓口で提示してください。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は3月31日です。4月1日以降は自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所または各地区公民館にお返しください。

☎ 国保年金課国保賦課係(☎826-1111 内線2296)

②7 この部分の色は、一般が「赤色」、退職者は「緑色」です。

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成28年3月31日	記号 土浦 番号 123456
氏名 土浦 太郎	生年月日 昭和23年11月3日	性別 男
資格取得年月日 平成22年11月4日	世帯主氏名 土浦 太郎	
住所 茨城県土浦市下高津一丁目20番35号	交付年月日 平成27年4月1日	
保険者の名称及び印 被保険者番号	茨城県 土浦市 080036	茨城県 土浦市 の 印

## 保険証の送付方法が変わります

保険証は、昨年まで普通郵便で送付していましたが、今年から簡易書留で送付します。3月中旬以降に配達になり、不在の場合は不在連絡票を投函のうえ3月31日(火)まで郵便局に留め置かれます。

また、窓口交付を希望する場合は、3月11日(水)までに連絡してください。受け取りの際は、身分証とはんこを持参してください。  
詳しくは、お問い合わせください。

## 手続きをしましょう!

国保の加入・脱退は自動的には行われませんので、必ず手続きをしてください。脱退の手続きが済んでない場合は、国保税の課税が継続されます。

対象者	持ち物	窓口
すでに職場の健康保険に加入していて、国保脱退の手続きが済んでいない方	職場の保険証、国保の保険証	国保年金課、支所・出張所
退職などで、職場の保険証の資格を喪失している方	退職証明書・離職票・資格喪失証明書のいずれか1点、身分証、はんこ	国保年金課、支所・出張所 (支所・出張所の場合は後日送付)
市外に居住する学生で、引き続き土浦の保険証の交付を受けたい方	在学証明書、身分証、はんこ	国保年金課 (毎年申請が必要です)

## お知らせ

### ●平成27年度中に75歳を迎える方は…

75歳になると、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行します。平成27年度中に75歳を迎える方には、お誕生日の前日までが有効期限の国民健康保険証を送付し、後期高齢者医療保険の保険証はお誕生日の前月に送付します。

また、すでに後期高齢者医療保険に加入している方は、保険証の有効期限が7月末日までとなっていますので、新しい保険証は7月20日ごろに送付します。

### ●退職者の保険証をお持ちの方へ

平成28年3月31日までに65歳になる方の退職者被保険者証(緑色)の有効期限は、65歳になる誕生月の末日までとなります。有効期限が切れる月に、改めて3月31日まで有効の一般の保険証を送付します。

### ●外国籍の方は…

在留期限が平成28年3月31日以前の場合、在留期限が保険証の有効期限となります。在留期限の違う方が世帯にいる場合、保険証の有効期限はそれぞれの期限に合わせて発行します。該当する方が在留資格の延長手続きをしたときは、国保年金課で保険証の更新をしてください。在留資格の更新が行われないと、国民健康保険の資格を失いますのでご注意ください。

### 所得の申告が必要です

平成26年中の所得が平成27年度の国民健康保険税や介護保険料を算定する基礎になります。平成26年中に所得がなかった方も、申告をしないと高い税額となる可能性がありますので、必ず申告してください。(給与・年金所得がある方やすでに申告をされた方は必要ありません)

詳しくは、課税課市民税係(☎内線2231)へお問い合わせください。